

## ～ 国際研修 ～

### 中国民事訴訟法改正支援

(福州現地セミナー・第2回中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」)

国際協力部教官

江 藤 美紀音

#### 1 中国民事訴訟法改正と当部の支援

現行の中国民事訴訟法が制定、公布、施行されたのは、1991年4月9日である。その10年後、中国はWTO（世界貿易機関）に加盟し、急ピッチで法整備を推し進めてきたが、経済の急成長に伴う社会変化により種々の問題が認識され始め、同法は改正を迫られるようになった。そこで、2007年、民事法の起草担当部門である全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室（以下「民法室」という。）の起草による民事訴訟法の一部改正が行われた（2007年10月28改正、2008年4月1日施行）。<sup>1</sup>

当時の改正は、主として「申訴難」（再審難ともいう。当事者が再審を申し立てても立案されなかったり、長期間放置されたりする状況）や「執行難」（裁判所の下した判決や裁定が執行されない状況）を解決するため、裁判監督<sup>2</sup>及び執行手続の規定を整備するなどの法改正が行われた。しかし、同改正は当面の問題点を解決するための一部改正にすぎず、より全面的な改正を行う必要性は依然として高いままであった。

実際、2008年～2013年までの第11回全国人大常務委立法計画には民事訴訟法改正が掲げられ（すなわち、2013年までに民事訴訟法の改正を終えるという

こと）、当部はJICA（国際協力機構）と共同で、この2度目の改正作業に対する支援を2009年から行っている。

支援方法は「助言型支援」<sup>3</sup>というべきもので、具体的には、①長期専門家の派遣（弁護士）、②国内支援委員会の設置、③現地セミナーと本邦研修の実施を柱とし、主として日本民事訴訟法の知見を講義や意見交換を通じて提供したり、裁判所その他機関を見学し、日本の民事訴訟法の実施状況を見聞させるということを行ってきた。民法室を始めとする研修員は、本邦研修等で習得した知見をレポートにまとめ、全人大常務委員会法制工作委员会内で情報共有し、民事訴訟法改正のための基礎研究、検討、起草作業に従事してきた。

なお、草案起草にあたっては、①現行法規、②司法解釈<sup>4</sup>、③地方性法規、④学者の建議稿、⑤外国法規が検討され、最高人民法院を始めとする関係機関からの意見聴取をし、草案公表後はパブリックコメントに付されることが多い。日本の支援は、この⑤

<sup>1</sup> 2007年の民事訴訟法改正の詳細については、ICDNEWS第38号98ページ「民事訴訟法改正状況の紹介」全人大常務委員会法制工作委员会民法室副主任（当時）扈紀華

<sup>2</sup> 中国では、訴訟の当事者以外にも、裁判所や検察院が再審の申立てをすることができ、「裁判監督手続」の章においてこの手続が定められている。

<sup>3</sup> この支援において、専門家による助言や知見の提供をメインとする。基本的に、カウンターパートの起草担当者に相応の起草の能力がある、又は、対象国の政治体制その他の事情により、起草型支援（後述）が受け入れられない場合等に用いる。これに対し、カンボジアにおける法整備支援では、同国の求めに応じて日本側で起草した民法や民事訴訟法を提供するいわゆる「起草型支援」を行った。なお、これらの用語は便宜上使用しているだけであり、広く認知されているものでないことをお断りしておく。

<sup>4</sup> 司法解釈とは、中国最高人民法院・最高人民検察院の発出する文書で、特に最高人民法院の司法解釈には法律効力があるとされている。（「現代中国法入門」102ページ 木間正道ほか著 有斐閣）

に関する部分となるが、これについては日本だけでなくドイツ（GIZの法律協力プログラム）なども支援を行っている。

## 2 中国民事訴訟法修正案（草案）の概要

2011年10月24日、民法室は民事訴訟法修正案（草案）を第11期全人大常務委員会第23回会議に提出した。今回の民事訴訟法改正の詳細については、別添資料を参照されたい（「中華人民共和國民事訴訟法修正案（草案）」に関する説明～2011年10月24日第11期全国人民代表大会常務委員会第23回会議の席上全人大常委会法制工作委员会副主任 王勝明）。

今回の改正の主要なポイントは、①2010年に制定された人民調停法<sup>5</sup>との調整、調停先行規定の追加、②当事者の権利保障規定の整備、中でも公益訴訟<sup>6</sup>の創設、③当事者挙証制度の整備、④簡易手続の整備、中でも小額訴訟制度の創設、⑤法律監督<sup>7</sup>の強化、⑥裁判監督手続の整備、⑦執行手続の整備である。

全体の印象としては、今回の改正は当初期待されていた全面改正には程遠く、多くの問題は中国国内での認識の一致に至らないため、引き続き検討事項とされたようである。ただ、この中でも特筆すべきは、③で規定されている証拠の適時提出や、④の小額訴訟制度は、日本の民事訴訟法を参考にして規定・創設されたものであり、日本の法整備支援の成果を確認できる点である。また、今回の民事訴訟法改正では、当事者主義的規定や訴訟の迅速化を図る規定を整備していく一方で、⑤法律監督の強化、⑥

<sup>5</sup> 同法については、当部が住田尚之弁護士に委託して実施した調査委託において詳しく解説されている（ICDNEWS 48号119ページ、国際協力部ホームページ <http://www.moj.go.jp/content/000073880.pdf>）

<sup>6</sup> 環境汚染や消費者被害等、社会公共の利益が害された場合に、関係機関や社会団体が裁判所に訴訟を提起できるとするもの。一種の客観訴訟であり、日本では消費者契約法に基づく適格消費者団体による消費者団体訴訟制度がある。

<sup>7</sup> 検察機関が裁判所の活動に対する監督を行う制度のこと。今回の改正では、判決のみならず、執行、調停についても法律監督を行うこととされた。

裁判監督手続の整備など、民事訴訟事件（執行・調停を含む）における検察院の監督権限の強化が図られていることが特徴的であり、ここに「中国の特色ある社会主義的法体系」の実現が図られている。<sup>8</sup>

## 3 福州での現地セミナー

草案の審議開始から間もない2011年11月21日及び22日、福建省福州市で現地セミナーを開催した。検討事項は、①受理と送達、②第三者による訴訟の取消し、③調停と和解の執行、④第二審手続中の当事者の追加、請求の変更、反訴、事件の差戻し、⑤証拠提出命令の5つである。いずれも、今回の改正では見送られた問題であるが、慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部の三木浩一教授や東京大学大学院法学政治学研究科の垣内秀介准教授からそれぞれ詳細な説明がなされた。

そして、これら5つの検討事項の中で最も議論が白熱したのは、②の問題である。すなわち、中国では、虚偽訴訟などの手段を利用して第三者の合理的な権利利益を侵害する当事者が存在し、これが社会問題化している。例えば、XとYが共謀して、XがYに対しYの所有する財産（実は第三者Zの所有する財産で、Zは訴訟に参加していない）の引渡しを求め、Xが勝訴判決を得て、Zの知らないうちに同判決が確定してしまうなどのケースである。

このような虚偽訴訟が提訴され、仮に判決が確定したとしても、判決の相対効を前提とすれば、Zに当該判決の効力は及ばないのであるから、特段第三者による訴訟の取消しなどということは考える必要はない。また、通説では、中国民事訴訟法も日本と同様判決の相対効を採用しているとのことであり、民法室も中国民事訴訟法上判決の効力は相対効であると考えているようである（ただし、判決効を相対効とする規定は存在しない）。

ところが、問題は、中国の裁判実務が事実上判決

<sup>8</sup> 拙稿「『中国の特色ある社会主義的法体系』を考える」ICDNEWS48号148ページを読みたい。

に絶対効を認めてしまっている点にあるという。すなわち、先にX勝訴の判決があると、後にZが所有権確認の訴えを提起したとしても、裁判所が先の判決と矛盾する判決をすることを嫌がって受け付けない、特に判決が第二審で確定していたりすると、上級審の判決を第一審で覆すことなどできないので、裁判所は訴えを却下してしまうのが一般的なのだという。

しかし、こうなると、裁判実務の問題であり、立法で解決すべきことではないと思われるが、現状を解決するため、法律監督及び裁判監督手続の改正に加えて、第三者による訴訟取消規定の創設を検討しているのである。

法整備支援において裁判官教育を含む人材育成の重要性を感じた瞬間であった。

#### 4 本邦研修の概況

福州の現地セミナーから約1か月半後である2012年1月10日から16日、大阪市福島区にある法務総合研究所国際協力部において、民法室メンバーを含む11名の研修員に対する本邦研修を実施した。今回の本邦研修では、予め民法室から重要検討事項として、①公益訴訟（消費者団体訴訟、環境訴訟）と②仲裁判断の取消と仲裁判断の承認・執行決定との関係をリクエストされていたことから、研修日程の中に消費者適格団体との意見交換や消費生活センター見学、日本商事仲裁協会との意見交換、公害環境訴訟講義等を取り入れた。また、このほかにも、近い将来、改正日程に入ってくると思われる民事執行法、不動産登記法や、民事訴訟法分野における日本での最新の立法事情として非訟事件手続法・家事事件手続法に関する講義を行った。

##### 研修日程・研修員

研修日程及び研修員については、別添日程表及び研修員名簿のとおりである。

##### 講義及び意見交換・見学等

###### (1) 非訟事件手続法・家事事件手続法の概要

一橋大学大学院法学研究科の山本和彦教授により、

非訟事件手続法及び家事事件手続法について講義がなされた。山本教授は、同法の法制審議会委員であり、講義内容は、制定・改正の経緯から非訟手続の意義、特色、将来の立法課題に至るまで、幅広くかつ明晰なものであった。研修員からも日本の最新の立法状況を学んだことで、将来の立法の参考になったとの感想が述べられた。



山本教授の講義

###### (2) 不動産登記制度について（講義）、奈良地方法務局訪問（見学・登記官との意見交換）

大阪法務局民事行政部不動産登記部門の福嶋安登記官から不動産登記制度の概要を講義がなされ、その後奈良法務局へ赴いて、見学及び意見交換を実施した。

研修員は、見学の際、パソコン画面に映し出される登記情報を見て、これら不動産登記情報が全国どここの法務局からでもすぐに関覧できることに驚いていた。また、手数料を払えば誰でも不動産登記情報を取得できるとすると、個人のプライバシーはどのように保護されるのかなどといった質問も複数されていた。さらには、海洋上に建設された建築物（石油の掘削機など）は登記できるのかなどといったユニークな質問も飛び出し、不動産登記制度に対する研修員の関心の高さが窺われた。

###### (3) 日本の公害環境訴訟（講義）

財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団）



理事・村松昭夫弁護士を講師としてお招きした。村松弁護士は、西淀川公害裁判等長年著名な公害裁判に携わってこられた方で、その豊富な経験に基づき、日本における公害裁判の流れ、発展、今後解決すべき公害・環境課題について講義がなされた。そして、村松弁護士から、日本の公害訴訟の特徴として、多数被害者による集団訴訟であること、主として訴訟では損害賠償請求と汚染物質の差し止め請求が行われてきたことなどの説明がなされた。

研修員からは、あおぞら財団のような環境団体に原告適格が認められ、多数の被害者を代表して訴訟が起こせるのか、海洋汚染で漁民が被害を受けた場合、漁業協同組合が被害を受けたとして原告となることができるのかなどといった質問がなされた。これらは現実に中国で起こっている訴訟<sup>9</sup>に関連した質問である。この問題を法的に解決する手段として、中国民事訴訟法改正草案では、公害環境訴訟について関係機関や社会団体に原告適格を認める公益訴訟を定め、今後はその具体的要件について更なる検討が必要とされているところである。

もっとも、日本の場合、環境NGO等社会団体に原告適格は認められておらず、あくまで公害問題は通常の訴訟手続の中で解決されてきたため、残念ながら、直接に公益訴訟の条文検討作業の参考となる情報は少ない。しかしながら、このような現状を理解することも、研修員にとって有益であったと考える。実際、研修員らも、60年代から現在にかけての日本の公害環境訴訟の流れ、司法・立法の取組が、研修員にとって非常に有益な情報提供となった旨の感想を述べているところである。

<sup>9</sup> 渤海オイル流出事件

2011年12月13日、河北省楽亭県養殖経営者の代表数名と弁護士団の弁護士が、107名の水産養殖業を営む農民を代表し、ConocoPhillips石油中国有限公司を被告として、当該海域の環境被害による損害、侵害行為の停止、危険の排除、経済損失4.9億円を求め、天津海事法院に訴訟を提起した事件。



質問する研修員

#### (4) 大阪地方裁判所執行部訪問(見学、執行官・裁判官との意見交換)

大阪地裁執行部(第14民事部、執行センター)は、大阪市北区西天満の裁判所から少し離れた淀川区三国本町に庁舎があり、執務スペースのほか、開札場や閲覧室等を備え、執行関係事務の殆どをこの建物で処理できるようになっている。訪問時には、民事執行手続の概略説明及び庁舎見学、裁判官、執行官、書記官との意見交換を実施した。説明の際には、現況調査報告書、評価書、物権明細書(いわゆる3点セット)を実際に示され、手続を具体的にイメージすることができた。また、業務多忙の中、意見交換には河合部総括判事を始めとする裁判官6名、執行官2名、書記官2名が出席され、暖かい歓待を受けた。研修員は、執行官の独立性、不動産評価人との関係、不動産の評価額が不当な場合の対応、債務者が銀行で海外に支店がある場合、当該支店の有する預金の差押えの可否、債務者の財産調査方法等につき質問し、活発な意見交換を行うことができた。

なお、執行は中国でも関心の高い問題であり、今回の改正でも執行免脱行為に対する制裁(過料、拘留、犯罪を構成する場合には刑事責任)、執行拒絶に対する過料額の引き上げが草案に規定されている。

#### (5) 大阪府消費生活センター訪問

大阪府消費生活センターは、消費者安全法10条に

基づき大阪府の消費者相談等を実施する機関である。同センターでは、相談事業、啓発事業、悪質事業者への指導、処分、事業者への自主行動基準策定促進、大阪府消費生活苦情審査会における調停、あっせん、中核センターとして、市町村支援機能の充実強化、大阪府消費者行政推進本部の運営、消費者活動の支援を事業内容としており、同センターに寄せられた苦情、相談等をもとに、訴訟や調停・斡旋、行政指導、事故情報の消費者庁への通知が行われている。

同センターを見学することによって、研修員は日本の消費者行政の現場や実情に触れることができ、得るものは大きかったようである。また、団長の杜氏は、起草担当者の立場から、各消費生活センターから集約された情報が国の立法に役立っている点について参考になった旨述べている。



消費生活センターにて 説明に聞き入る研修員

#### (6) 日本の消費者保護制度についての意見交換

日本の適格消費者保護団体の一つである消費者支援機構関西 (KC'S) をお招きし、日本の消費者法の概要、KC'Sの業務概要、KC'Sが関与した訴訟等について、紹介がなされた。

消費者団体訴訟は、今回の民事訴訟法改正における重点検討事項である公益訴訟の内容の一つであるばかりでなく、民事訴訟法改正後は実体法である消費者権益保護法改正の予定もあるため、研修員からは熱心な質問が相次いだ。例えば、消費者団体訴訟と個々の訴訟との関係 (適格消費者団体が提起した

差止め訴訟等が既判力を有し、個々人の訴訟に影響を及ぼすか等)、消費者団体訴訟における損害賠償訴訟提起の方法、消費者契約法等にいう「消費者」の定義はどうか、金融消費者を「消費者」の定義に含めるか否か等の問題について活発な意見交換が行われた。

研修員の満足度も高く、最も多くの研修員が「研修プログラムで最も有益であった研修項目」と評価した。

#### (7) 中国民事訴訟法改正案検討①

今回の改正に絡み、予め中国側から提出されていた質問事項 (①国家財産が侵害された場合、誰が国家を代表して民事訴訟を提起するか、②仲裁裁決の取消と仲裁裁決を執行しないという二つの制度は、どのように調整の規定がされているのか。) について大阪大学大学院高等司法研究科の池田辰夫教授及び大東文化大学法学部の金春准教授から回答がなされた。

このうち②の質問は今回の改正草案には入っていなかった事項であるが、常務委員会から重要検討事項として追加指示されたものである。質問は、現行の中国民事訴訟法及び仲裁法では、仲裁判断の執行承認に関する規定 (民事訴訟法第213条) と仲裁判断の取消に関する規定 (仲裁法第58条) とに齟齬が生じているため、日本での両制度の調整方法を問うている。この点、中国では日本と異なり、仲裁判断の執行承認、取消の裁定にあたり、裁判所は仲裁判断の執行不許及び取消にあたり実体判断を行っている (ただし、国際仲裁については、ニューヨーク条約を批准していることに注意) ため、実体判断に立ち入らない日本の制度と単純比較はできないが、日本の制度に2つの制度が設けられた意義及びその効果について、池田教授から丁寧な説明がなされた。

#### (8) 中国民事訴訟法改正案検討②

この講義でも、予め中国から提出されていた消費

者団体訴訟に関する質問について、明治大学法科大学院の上原敏夫教授、慶應義塾大学法学部法科大学院の三木浩一教授、池田教授から回答がなされ、中でも三木教授から、現在検討中の消費者団体訴訟(損害賠償請求訴訟)についても詳しい説明がなされた。

研修員も関心の高い事項であったため、消費者団体訴訟制度について前回の改正(2007年)では差止請求に止まったが、今回の改正で損害賠償請求訴訟を導入する立法背景等について、熱心に質問をしていた。

#### (9) 日本商事仲裁協会における仲裁実施状況

日本商事仲裁協会理事・大阪事務所所長の大貫雅晴氏、池田教授をお招きして、仲裁実務について紹介された。ここでも、仲裁判断の執行と取消の関係について意見交換が行われ、大貫所長から実務の立場からの有益なコメントがなされた。また、この中では、仲裁判断の不承認と取消の要件を一致させた場合に両制度を存置させる意義はあるのか、実質審査を行うことの適否等についてもそれぞれに意見が述べられ、これらの議論は中国側の今後の改正作業に参考になったと思われる。



講義風景 左は池田教授、右は大貫所長

## 5 まとめ

1週間の短い日程ではあったが、これまで以上に中味の濃い、充実したプログラムであった(単に短い日程の中に欲張ってあれもこれも入れ込んだだけ

かもしれない)。中でも、民事訴訟法改正作業の日程が詰まった中での来日であったため、杜団長を始めとする民法室のメンバーの質問の内容が極めて具体的かつ焦点の絞ったものであったのが印象的であった。民事訴訟法改正草案では55条に公益訴訟が規定されているが、その要件が抽象的すぎると各方面から指摘され、今後は要件の具体化が課題となっている。また、もう一つの重点事項である仲裁判断の不承認と取消との調整については、両制度の要件を統一して齟齬を解消する方向で進むものと思われるが、その場合、両制度が存置されるのかそれともどちらかに統一されるのかも、興味のあるところである。

ともあれ、今回の改正は、これまで行ってきた一連の民事訴訟法改正支援の一つの区切りである。この4年間、多くの方々の支援・ご協力をいただきながら、中国の法整備支援を行ってきた。対中国ODAを取り巻く状況が益々厳しくなっていく中、法整備支援は、中国だけでなく日本(特に、中国に進出する日本企業)に対しても相互に利益をもたらすツールとして認識されてきたからこそ、ここまで来られたのではないかと考えている。今後もこの司法分野における相互交流を形を変えながらも継続していけたらよいと考えている。

最後に、今回の研修日程にほぼ同行していただいた池田教授をはじめ、ご協力いただいた関係各位には、心からの感謝を申し上げます。



京都 清水寺にて



## 『中華人民共和國民事訴訟法修正案（草案）』に関する説明

～2011年10月24日第11期全国人民代表大会  
常務委員会第23回会議の席上

全国人大常委会法制工作委员会副主任 王 勝明

委員長、副委員長各位、秘書長、委員各位：

委員長会議の委託を受け、『中華人民共和國民事訴訟法修正案（草案）』について説明を行う。

民事訴訟法は国家の基本的法律であり、民事訴訟手続の基本的ルールを定めるものである。中国の現行民事訴訟法は、1991年第7期全国人民代表大会第4回会議で採択された。2007年第10期全国人民代表大会常務委員会第30回会議において、民事訴訟法の裁判監督手続及び執行手続につき一部規定の改正を行った。全体的に見て、民事訴訟法が規定している基本原則は適正なものであり、条文規定も大部分が実行可能なものである。人民法院が法律に基づいて民事事件を審理することを保障し、当事者の合法的な権利利益を保護し、社会の調和と安定の維持に対して、重要な役割を發揮している。しかし、経済と社会の急速な発展に伴い、民事事件の件数は増加し続け、新しい類型の事件も増え続けており、民事訴訟法の規定がある分野では人民の司法に対する需要を完全に満たすことは難しく、したがって、更なる整備が必要である。

ここ数年来、全国人民代表大会代表と関係分野から相ついで民事訴訟法の改正に関する意見・提言が提出されている。中央政府による司法体制と業務組織改革の意見も、民事訴訟制度の更なる整備を求めている。法制工作委员会は、全国人民代表大会常務委員会における立法業務の手配と中国の特色ある社会主義法律体系の継続的な整備に関する全体的要求に基づいて、2010年から、民事訴訟法修正案に関する検討及び起草作業に着手した。改正作業は以下の点に注意を払って行った。

第1に、中国の特色ある社会主義法治理念を堅持

し、真摯に民事訴訟法の実施経験を総括し、実務において現れた新しい状況や新しい問題に対して、今まで以上に当事者の訴訟上の権利を保障し、司法の公正さを維持すること。第2に、民事訴訟法の基本原則に従い、科学的に司法資源を配置し、訴訟効率の向上をはかること。第3に、民事訴訟に対する法律監督を強化し、法律の正しい実施を保障すること。第4に、民事紛争の効果的な解決を重視し、社会の調和のとれた安定を促進すること。第5に、認識が一致しないものや未だに把握されていないいくつかの問題については、しばし規定をみあわせる。

最高人民法院、最高人民検察院等の機関と繰返し検討を行い、全国人大代表大会代表、企業、弁護士及び専門家や学者の意見を何度も聴取し、さらに一部の地方人民代表大会常務委員会の意見を募集して、充分な論証を行い、且つ基本的な共通認識を得た上で、民事訴訟法について部分的な改正を行ない、民事訴訟法修正案（草案）を作成した。草案の主要な問題に関する説明は、以下のとおりである。

### 一 調解と訴訟の相互連携体制の整備

現在、中国は、社会矛盾が突出している時代にあり、各種の民事紛争が日々増加しており、調解の役割を十分に發揮し、できる限り矛盾や紛争を現場又は当地で解決することは、迅速な矛盾・紛争の解決および社会の調和のとれた安定の促進において、重要な意義を有する。そこで草案では二つの方面から調解と訴訟における相互連携体制の整備を建議する。

#### 1 調解先行規定を追加

調解は、紛争解決の有効な方法として、手続の簡便さ、方式の柔軟さ、自覚履行率（注、任意・主体

的に履行される率)が高いなどの長所がある。人民調解を経ていない紛争が法院に提訴された場合、先行して調解を行うことができる。また人民調解を経ているが、調解協議に達しなかった紛争が法院に提訴された場合も、先行調解を行うことができる。したがって、次の内容の追加を提言する。すなわち、当事者が人民法院に提訴した民事紛争で、調解に適する場合には先に調解を行うものとする(草案第二十五条)。

## 2 民事訴訟法と人民調解法の相互連携に関する規定を追加

人民調解法は、調解協議の司法確認制度を規定し、司法確認手続を経た調解協議は強制執行力があるとす。そこで、法律間の連携を高めるために、草案は特別手続の中で「調解協議確認案件」の節を設け、当事者が調解協議に対する司法確認の申立を行う場合の手続及びその法律効果について明確に規定することを建議する(草案第三十九条)。

## 二 当事者の訴訟上の権利の更なる保障

当事者の訴訟上の権利を適切に保障することは、正確な法律適用と司法の公正さを維持するための重要な前提であり基礎である。実務上存在する問題に対して、草案は以下のような規定の補充・修正を建議する。

### 1 提訴と受理に関する手続の整備

当事者が有する訴えを提起する権利を保障するために人民法院における事件受理手続を規範化するとす。草案は以下の点を明確に規定することを建議する。すなわち、人民法院は、当事者が法律規定に基づいて有する訴えを提起する権利を保障しなければならない。人民法院は訴え提起の条件に適合していないものに対して、7日以内に裁定書を発行すべきであること。原告がその裁定に不服がある場合、上訴提起できること、である(草案第二十七条)。

### 2 開廷前準備手続の整備

裁判実務及び海外の優れた方法を参考として、草

案は開廷前準備手続中において、状況に応じて異なる処理方法を規定することを建議する。第1に、当事者間に争いが無いものについて督促手続が適用できる場合は、督促手続に入ること。第2に、当事者間の争いが大きくない場合、調解等の方式を採用して迅速に紛争を解決すること。第3に、事件の性質に照らして、簡易手続又は普通手続の適用を確定すること。第4に、開廷審理が必要な場合には、当事者に証拠交換を求めて、争点を明確にすること、である(草案第二十八条)。

### 3 公益訴訟制度の追加

ここ数年来、環境汚染と食品安全事故が絶えず発生しており、一部の全国人民代表大会代表及び関係方面から相次いで民事訴訟法の中に公益訴訟制度の追加を求める建議が提出されていた。そこで草案は、環境汚染、多数消費者の合法的な権利利益の侵害等の社会公共の利益を害する行為に対して、関係機関・社会団体が人民法院に対して訴訟提起できる旨の規定を建議する(草案第八条)。

### 4 保全制度の整備

現行民事訴訟法は行為保全問題について規定していない。知的財産権等を侵害する事件においては、時に当事者に対して一定の行為を禁止し、あるいは当事者に一定の行為の実施を求めることによって権利侵害の発生を制止し、損害の拡大を防止する必要がある。著作権法、特許法、商標法、海事訴訟特別手続法などの法律では関連規定がある。

草案は財産保全をベースとして下記規定の追加を建議する。すなわち、

人民法院は、当事者の一方の行為又はその他の事由により判決が執行不能となり、又は当事者に損害を生じさせるおそれがある事件に対しては、相手方当事者の申立に基づき、財産に対する保全を行うこと、又は一方当事者に一定の行為を行うこと若しくは一定の行為を禁止することを命令する旨を裁定することができる。当事者が申立を提出していない場合において、人民法院は必要なときに保全措置を講



ずる旨を裁定することができる（草案第十七条）。

### 5 裁判文書公開制度の整備

裁判文書の公開は、裁判公開制度の重要な内容であり、審理判断における質の向上、法の解釈と裁判に服することに対して重要な役割を持っている。

草案は、下記規定の追加を建議する。すなわち、公衆は、法的効力が発生した判決書、裁定書を閲覧できる。但し、国家秘密、商業秘密と個人のプライバシーと係わる内容を除く。また同時に、判決書、裁定書に関して、判決・裁定の結果及び判決・裁定に到った理由を明確に記載しなければならないと、より明確に規定することである（草案第三十条～第三十二条）。

## 三 当事者挙証制度の整備

証拠は人民法院が行う事実認定及び裁判の基礎となるものである。当事者の挙証制度を整備することは、事実の真相を明らかにすること、法律の正確な適用、民事紛争の妥当な解決に対して重要な役割を有している。実務上存在する問題に対して、草案は以下の規定補充を建議する。

### 1 当事者提出証拠の受領手続を明確化

草案は、人民法院は、当事者が提出した証拠を受取った際に受領書を発行し、そこには証拠の名称、ページ数、部数及び受領日時を明記し、且つ取扱者による署名又は押印がなされなければならない、と明記することを建議する（草案第十条）。

### 2 当事者に積極的な証拠提出を促す規定

一部当事者が訴訟手続中において訴訟の遅延のために速やかに証拠提出を行わない状況に対し、草案は下記のような規定追加を建議する。すなわち、当事者は、自らが提出する主張について適時に証拠を提出しなければならない。適時に証拠提出を行わなかった場合には、人民法院はその理由の説明を命じなければならない。理由の説明が正当でない場合には、人民法院はその状況に応じて、訓戒、過料、訴訟の遅延によって生じた損害の賠償、当該証拠の

不採用の措置をとることができる（草案第十条）。

### 3 当事者に鑑定手続開始申立権を賦与

裁判実務と各方面の意見に基づいて、草案は下記規定の追加を建議する。すなわち、

当事者は、事実調べにおける専門的問題について、人民法院に鑑定を申請できる。当事者が鑑定を申請する場合には、当事者双方の協議のうえ資格を有する鑑定人を確定する。協議が不成立の場合には人民法院が鑑定人を指定する。当事者が鑑定意見に対する異議を提出し、又は人民法院が鑑定人の出廷が必要と認めた場合には、鑑定人は出廷して証言しなければならない。人民法院の通知があるにもかかわらず鑑定人が出廷証言を拒む場合には、当該鑑定意見を事実認定の根拠にしてはならない（草案第十条）。

## 四 簡易手続の整備

民事事件の中には、事実関係が明確であり、争いが大きくない簡単なケースが少なくない。現行民事訴訟法は、簡単な民事事件の審理に簡易手続を適用する旨を規定している。簡易手続を整備することは、審理効率の向上、当事者の訴訟コストの低減、司法資源の合理的な活用に対して重要な意義を有している。実務上存在する問題に対して、草案は以下の規定補充を建議する。

### 1 小額訴訟制度の設立

範囲が広く多数の民事紛争を速やかに解決するため、複数の地方で行っているモデル試行及び海外での優れた方法を参考として、草案は、簡易手続を適用する一部の事件について小額訴訟制度を設けることができること、基層人民法院及びその派出法廷における訴訟価額が5000人民元以下の民事事件審理については、一審終審とする旨を追加規定する（草案第三十五条）。

### 2 簡易手続の適用範囲の拡大

当事者が民事上の権利と訴訟上の権利の処分権限を有するという原則に基づいて、草案は、簡単な民事事件以外の民事事件についても、当事者双方の合

意により簡易手続を適用できる旨の規定を追加している（草案第三十三条）。

### 3 審理手続の簡便化を進める

草案は、基層人民法院とその派遣した法廷が簡単な民事事件を審理する際、簡便な方式を用いて当事者の呼び出し、文書の送達、事件の審理等ができることについて明規することを建議する（草案第三十四条）。

## 五 法律監督の強化

検察機関が民事訴訟に対して法律監督を実施することは、法律に基づく裁判権の行使を保障し、法律を正しく実施するための重要な制度であり、司法の公正さの促進と社会公共利益の維持に対して、重要な役割を有している。草案は以下の規定補充を建議する。

### 1 監督方式の追加

現行民事訴訟法は、監督方式として抗訴のみを規定している。ここ数年来、複数の地方でのモデル試行の結果に基づいて、草案は人民検察院が検察建議の方式によって民事訴訟に対して法律監督を行う権限を有する旨の規定追加を建議する。

また草案では、地方の各級人民検察院が既に法的効力が生じた判決、裁定に対し、本法第198条各号のいずれかに該当すること、又は調解書が社会公共利益を害することを見つけた場合には、同級の人民法院に対して再審に関する検察建議を提出することができる旨の規定を追加している（草案第一条、第四十四条）。

### 2 監督範囲の拡大

現行民事訴訟法では、民事執行活動及び人民法院における調解活動に対して検察監督を行えるかどうかについては明確に規定していない。民事執行活動中において一部当事者が悪意で結託し調解協議を通して社会公共の利益を害している状況に対して、草案は、人民検察院が民事裁判活動に対する法律監督を行い、民事訴訟に対して法律監督を行う権限を有

する旨の改正を行い、民事執行も法律監督下に含めることを建議する。同時に人民検察院は、調解書により社会公共利益を害されたことを見つけた場合、再審に関する検察建議または抗訴を提起すべきであるとの規定も設けている（草案第一条、第四十四条）。

### 3 監督手段の強化

草案は、人民検察院は、再審に関する検察建議又は抗訴の提起に必要な場合、人民法院の訴訟に関する公文書を調査し、当事者又は第三者に対して関連状況の調査及び事実確認を行うことができる旨の規定追加も建議している（草案第四十六条）。

## 六 裁判監督手続の整備

裁判監督手続は、誤審を是正し、司法の公正さの維持、当事者の合法的権利利益の保護に重要な役割を有している。実務上存在する問題に対して、草案は以下の規定補充を建議する。

### 1 再審審級規定の整備

現行民事訴訟法は、当事者が判決、裁定に誤りがあると判断した場合、上級の人民法院に再審申請ができることと規定している。公民による再審申立を容易にするため、公民間で発生している民事事件では必ずしも上級法院に再審の申立を行わなくてもよいことを考慮し、草案は、次の規定追加を建議する。公民間で発生している事件は、原審人民法院に対して再審の申立ができる旨の規定を加えている。同時に、再審事由についても適切な制限を設けている（草案第四十条、第四十一条）。

### 2 再審に関する検察建議・抗訴の申立手続を整備

実務上、当事者が既に人民法院に再審申立をしているにもかかわらず、人民検察院に対しても抗訴申立をしていることが少なくない。司法資源の適切な配置を更に進め、民事訴訟に対する法律監督の実効性を強化するため、当事者申立による再審に関する検察建議または抗訴の申立条件を明確化する必要がある。

草案は、下記三つの状況のもとで、当事者が人民

検察院に再審に関する検察建議申立または抗訴を申立することができる旨の規定を建議する。すなわち、第1に、人民法院が再審の申立を却下した場合。第2に、人民法院が期間を過ぎても再審の申立に対する裁定を下さない場合。第3に、再審の判決、裁定に明らかな誤りがある場合、である。

同時に、一部当事者が上訴を繰り返し裁判が終わらない問題が各地で起きたことを反映して、草案は、人民検察院により再審に関する検察建議又は抗訴の提起があり、人民法院が再審を行った場合には、当事者は人民検察院に対して再審に関する検察建議・抗訴の申立ができない旨の規定を設けている（**草案第四十五条**）。

## 七 執行手続の整備

いわゆる執行難問題を解決するため、実務上存在する問題について、草案は以下の規定補充・修正を建議する。

### 1 執行措置の強化

一部の被執行人による財産隠匿・財産移転の状況に対して、草案は、執行員が執行申立書を受け取り、又は執行書を送付する場合には、被執行人に対して執行通知を發出すべきであること、且つ速やかに強制執行措置を採ることができる旨の規定を建議している（**草案第四十九条**）。

### 2 執行免脱行為に対する制裁

一部の被執行人が、別の訴訟を起こすなどの方式によって執行逃れ行為をしている状況に対して、草案は規定追加を建議する。すなわち、当事者が悪意により結託し、訴訟、調解等の方式によって、法律文書で確定した履行義務を逃れようとする場合には、人民法院はその情状の軽重に基づき過料、拘留を科さなければならない。犯罪を構成する場合には、法律に基づき刑事責任を追及する旨の建議である（**草案第二十一条**）。

### 3 執行拒絶に対する処罰を強化

被執行人が、既に差し押さえられている財産を隠

匿・移転すること、既に効力が発生している判決・裁定の拒絶・不履行行為に対しては、草案は、個人に対する過料額は、10万人民元以下とし、単位に対する過料額は、5万人民元以上100万人民元以下にまで引き上げることとし、民事訴訟への妨害に対する強制措置規制を更に強化することを建議する（**草案第二十三条**）。

草案に対する以上の説明が妥当かどうかについてご審議願う。

以上



平成23年度中国国別研修「中国民事訴訟法及び民事関連法」 日程表(案)

[担当教官:江藤教官, 事務担当:石井専門官]

2012/1/6 現在  
法務省法務総合研究所国際協力部

月日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	場所		
1 / 9	曜	北京→関空  (来日)					大阪	
1 / 10	火	9:30~10:50 OSICオリエンテーション ICDオリエンテーション  OSIC	部長主催 意見交換会	13:00~ 中国側発表  「中国民事訴訟法改正の概要」「非訟事件手続法・家事事件手続法の概要」  一橋大学大学院法学研究科教授 山本 和彦 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫	14:30~  国際会議室		大阪	
1 / 11	水	10:00~12:00 「不動産登記制度について」  大阪法務局民事行政部不動産登記部門 登記官 福嶋 安	国際会議室	15:00~17:00 奈良地方法務局訪問(見学・登記官との意見交換)	奈良地方法務局		大阪	
1 / 12	木	10:00~12:00 「日本の公害環境訴訟」  弁護士 村松 昭夫	国際会議室	14:00~17:00 大阪地方裁判所執行部訪問(見学, 執行官・裁判官との意見交換)	大阪地方裁判所執行部		大阪	
1 / 13	金	9:30~10:30 大阪府消費生活センター訪問  大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫 消費生活センター	11:00~12:30 「日本の消費者保護制度についての意見交換」  消費者支援機関西理事長榎彰徳ほか 国際会議室	「中国民事訴訟法改正案検討①」  大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫 大東文化大学法学部准教授 金 春	国際会議室		大阪	
1 / 14	土	休日					大阪	
1 / 15	日	休日					大阪	
1 / 16	月	9:45~ 記念撮影	10:00~12:30 「中国民事訴訟法改正案検討②・総括質疑応答」  明治大学法科大学院教授 上原 敏夫 慶應義塾大学法学部・法科大学院教授 三木 浩一 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫	国際会議室	14:00~17:00 「日本商事仲裁協会における仲裁実施状況」  日本商事仲裁協会理事・大阪事務所長 大貫 雅晴 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫	国際会議室 国際会議室	評価会及び 閉講式  国際会議室	大阪
1 / 17	火	関空→北京  (離日)						

平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」研修員

1	<b>杜 濤</b>
	Mr. Du Tao
	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副主任
2	<b>張 明華</b>
	Mr. Zhang Ming-Hua
	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会弁公室調研員
3	<b>王 慧君</b>
	Ms. Wang Hui-Jun
	最高人民法院立案二庭裁判官(処長)
4	<b>吳 兆祥</b>
	Mr. Wu Zhao-Xiang
	最高人民法院研究室民事処処長
5	<b>程 慧</b>
	Ms. Cheng Hui
	中国国際貿易促進委員会調解センター副秘書長
6	<b>李 倩</b>
	Ms. Li Qian
	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副処長
7	<b>解 金虎</b>
	Mr. Xie Jin-Hu
	寧夏回族自治区人民代表大会常務委員会法制工作委員会法規備案審査処副処長
8	<b>孫 娜娜</b>
	Ms. Sun Na-Na
	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
9	<b>水 淼</b>
	Mr. Shui Miao
	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
10	<b>許 灿</b>
	Mr. Xu Can
	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
11	<b>林 開華</b>
	Mr. Lin Kai-Hua
	福建省人民代表大会常務委員会法制工作委員会主任科員